忘れずにお申し込みください

平成25年度自転車駐車場の利用登録

登録制自転車駐車場の平成25年4月1日～26年3月31日の利用登録申請を受け付けます。

新たに利用する方だけでなく、今年度から引き続き利用する方も、忘れずにお申し込みください。

なお、廃止・新設となる自転車駐車場などもありますので、詳しくは下表をご覧ください。

【対象】通勤・通学のため、自宅等から駅までの往復に自転車を利用しており、片道が直線距離で700メートル（徒歩約10分）を超える方 **【自転車駐車場の名称・費用】**下表のとおり **【申込み】**申請書を直接または郵送で2月1日（必着）までに〒130―8640土木管理課交通安全担当（区役所10階）☎5608―6203へ ＊申請書は、申込先、各自転車駐車場内特設ボックスで配布中 ＊区ホームページから電子申請も可 ＊各自転車駐車場で、申込者数が収容台数を超えた場合は、2月6日（水）午前10時から区役所会議室123（12階）で公開抽選を実施 ＊結果は後日、申込者全員に郵送で通知 ＊両国駅東口（平置）・高架下、押上駅中之郷、京成曳舟駅西臨時、とうきょうスカイツリー駅第一、錦糸町駅南口地下の各自転車駐車場については、申込者多数のため、例年抽選を実施

■自転車駐車場一覧

自転車駐車場の名称		費用
両国駅	東口（平置）・東口（ラック）・西口・高架下	登録手数料（年額）2000円
押上駅	中之郷	
	駅前	使用料（月額）▶一般＝1000円 ▶学生＝700円 ＊当日利用は1回50円
京成曳舟駅	西臨時・南臨時（場所変更）	登録手数料（年額）2000円
東武曳舟駅	高架下	
東向島駅	高架下	
鐘ヶ淵駅	北・南	
とうきょうスカイツリー駅	第一・第二	
本所吾妻橋駅	第一・第二・第三・第四・西臨時	
八広駅	第一・第二・新四ツ木橋下	
菊川駅	北口・北口第二・新大橋通り北・新大橋通り南	
東あずま駅	線路沿・西臨時（新設）	
小村井駅	第一・第二（いずれも新設）	
錦糸町駅	牡丹橋通り	
	北口地下・南口地下	使用料（月額）▶一般＝1000円 ▶学生＝700円 ＊当日利用は1回50円

注小村井駅第一・第二自転車駐車場は、25年4月から登録制自転車駐車場になるため、利用登録が必要となります。
注八広駅高架下自転車駐車場は、25年4月から民間事業者が高架下に一日利用自転車駐車場を開設するため、25年3月末で廃止します。
注京成曳舟駅南臨時自転車駐車場は、25年4月から京島1－1地先へ場所が変更となります。
注東武曳舟駅東自転車駐車場は、24年10月から高架下自転車駐車場に統合しました。また、東あずま駅前自転車駐車場は24年12月末で廃止し、西臨時自転車駐車場を25年1月から新設しました。
注本所吾妻橋駅西臨時自転車駐車場は、隅田川花火大会の前後数日程度、使用できなくなります。
注押上駅前自転車駐車場の使用時間は午前4時45分～翌日の午前0時45分、錦糸町駅北口地下・南口地下自転車駐車場の使用時間は午前4時半～翌日の午前1時です。
注登録手数料の電子納付は、25年6月から受け付けます。

資源の有効活用・ごみの減量にご協力ください

古着の回収

ご家庭で不要になった衣類や布製品を回収し、再利用します。

【回収日時・場所】▼2月2日（土）・3日（日）＝すみだ生涯学習センター（東向島2―38―7）▼2月17日（日）＝すみだ清掃事務所（業平5―6―2） ＊いずれも午前9時～午後2時 ＊回収日時以外の持込みは不可 **【対象】**区内在住の方 **【回収品目】**衣類、スーツ、着物、ハンカチ、下着等、洗濯済で汚損していない古着や布製品 ＊古布や、ぬれているものの回収は不可 **【持込方法】**ハンガー等を外し、半透明のごみ袋に入れ、当日直接会場へ **【問合せ】**すみだ清掃事務所☎5608―6922 ＊詳細は区ホームページを参照

おもてなしの心で、すみだを案内してみませんか

観光ガイド養成講座（全6回）

【とき】2月9日～3月16日の毎週土曜日午前10時～正午 ＊初日のみ午後1時まで **【ところ】**すみだリバーサイドホール1階ミニシアター（区役所に併設）ほか **【内容】**まち歩きツアー等で、観光客に〝すみだの魅力〟を伝える「観光ガイド」としての心得・技術、知識（区の歴史の概要等）の習得 ＊最終日は実習 **【対象】**講座修了後、観光ガイドとして活動できる方 **【定員】**30人（抽選） **【費用】**4200円（テキスト代等） **【申込み】**住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号・ファクス番号、勤務先の名称・所在地（在勤の方のみ）を、はがきで1月28日（必着）までに墨田区観光協会（〒130―0001吾妻橋3―4―5）☎5608―6951へ

入居者を募集します

高齢者個室借上げ住宅（2人世帯用）

【募集住宅（2DK）の概要】▼立川住宅（立川2―7―10）＝1戸 ▼緑住宅（緑2―15―18）＝2戸 ▼両国住宅（両国4―3―2）＝1戸 ▼墨田第2住宅（墨田5―48―7）＝1戸 ▼東向島第3住宅（東向島5―41―2）＝1戸 **【対象】**区内に3年以上居住している65歳以上の方と、その三親等以内の60歳以上の方による2人暮らしの世帯 ＊持ち家がある方は不可 **【入居予定者の決定方法】**抽選による資格審査対象者の選定後、面接等による資格審査を実施し、その合格者を入居予定者に決定 **【申込み】**1月21日～23日の午前9時～午後4時に直接、区役所会議室91（9階）へ ＊公的年金の源泉徴収票等、平成24年中の所得が分かるものを持参 **【問合せ】**住宅課高齢者住宅担当☎5608―6214 ＊詳細は住宅課（区役所9階）で配布中の募集案内を参照

「地域の身近な相談窓口」として活動してみませんか

墨田区介護相談員の募集

区では、介護保険サービスを利用しようとする方が疑問や不安を抱いたときに、気軽に相談できる「墨田区介護相談員」を設置しています。この度、この介護相談員を募集します。

【活動内容】▼サービス利用者の相談、苦情の聴取 ▼すみだまつり等での介護保険制度の普及・啓発活動 ▼区内の介護保険施設への派遣活動（月2回～3回） ▼地域の福祉関係団体と連携した各種活動 **【対象】**平日の日中に活動できる区内在住の20歳以上で、次のすべての要件を満たす方▼介護や福祉、医療、または福祉のボランティア活動等に従事した経験がある ▼現在、介護保険サービスを提供する業務に携わっていない ▼介護保険サービス事業者等と利害関係がない ＊介護保険サービス事業者や公務員は不可 **【任期】**委嘱日～平成27年3月31日 ＊活動前に、一定期間の研修あり **【募集数】**若干名（選考） **【選考方法】**書類選考および面接 ＊面接日は書類選考合格者に後日通知 **【申込み】**応募用紙と、「応募動機・介護相談員になってどのような活動をしていきたいか」をまとめた作文（400字以上で書式自由）を直接または郵送で1月31日（必着）までに〒130―8640介護保険課管理・計画担当（区役所4階）☎5608―6924へ ＊応募用紙は、申込先、各高齢者支援総合センターで配布しているほか、区ホームページから出力可

暮らし 健康・福祉 子ども 仕事・産業 税金・国保 文化・スポーツ イベント 区政その他

☎＝電話 FAX＝ファクス ✉＝Eメール ＝ホームページアドレス

広告 テレビ・ネット・電話もケーブルで。ご相談は地元の J:COM すみだ まで ☎0120-999-000（9:00～21:00）

災害・避難情報の配信サービスを開始します

緊急速報エリアメール・緊急速報メール

区では、災害時の情報伝達手段の拡充を図るため、株式会社NTTドコモが提供する「緊急速報エリアメール」、KDDI株式会社とソフトバンクモバイル株式会社が提供する「緊急速報メール」を活用し、気象庁が送信する緊急地震速報に加え、災害・避難情報を配信するサービスを開始します。

このサービスでは、区が発信元となり、区内にいる各社の携帯電話利用者に対し、情報を一斉に配信します。一時的に区内を通過する場合や、区境付近にいる場合など、区外にいる場合でも受信することがあります。

なお、サービスを利用するための登録手続は不要です。

また、このサービスの月額使用料や通信料を含め、費用はすべて無料です。

サービスの提供開始は、2月中旬ごろを予定しています。

メールの受信可能機種の確認や、機種ごとの受信設定方法等の詳細は、各社の窓口にお問い合わせいただくか、区ホームページをご覧ください。

【配信内容】災害時の避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域情報、東海地震予知情報 **【問合せ】**防災課防災係 ☎5608―6206

■サービスの特徴

▶情報発信時に区内にいるだけで受信が可能

情報発信の時点で区内にいる携帯電話利用者に対して配信するので、区民だけでなく、一時的に区内にいる通勤者や観光客なども受信できます。

▶メールアドレスの登録が不要

メールアドレスを用いずに配信するため、区へのメールアドレスの登録は不要です。

▶災害時でも同時配信が可能

災害時でも区内の多数の携帯電話へ一斉に配信することができ、回線の混雑の影響を受けにくい仕組みとなっています。

▶複雑な操作をしないで情報を得ることが可能

メールを受信すると、専用着信音が鳴り、災害・避難情報が自動的に画面表示されます。

納付をお忘れなく

特別区民税・都民税（第4期分）

平成24年度特別区民税・都民税（普通徴収分）の第4期分の納期限は、今月31日（木）です。

税務課（区役所2階）または各出張所、金融機関、コンビニエンスストアで、納期限までにお納めください。また、口座振替をご利用の場合も今月31日が振替日（引き落とし日）ですので、前日までにご入金ください。

【問合せ】税務課税務係 ☎5608―6133

介護保険料の納付方法は、原則として、公的年金からの特別徴収となります。ただし、▼公的年金が年額18万円未満の方▼65歳の誕生日から6か月以上経過していない方▼墨田区に転入して6か月以上経過していない方▼介護保険料に変更のあった方などは、区からお送りする納付書や口座振替で納めていただく普通徴収となります。

お送りします

介護保険料の納付書

納付書で納めていただく方については、1月分～3月分の納付書をお送りしますので、各納期限までにお納めください。

また、納付書で納めていただいている方で、口座振替による納付を希望する場合は、口座振替依頼書をお送りしますので、問合せ先へお申し出ください。

【問合せ】介護保険課資格・保険料担当 ☎5608―6937

指導員が区内を巡回します

住宅・土地統計調査の単位区設定

今年10月に、住宅・土地統計調査が全国一斉に行われます。

この調査は、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするものです。

この調査の結果は、国・都・区が住宅建設やまちづくりを進めるための大切な基礎資料として活用します。

この調査に先立ち、調査区域内の「住宅」と「住宅以外で人が居住する建物」を漏れなく把握し、調査の単位区を設定するため、1月11日～2月中旬に、指導員が調査区域内を巡回します。指導員証を携帯した指導員が、建物の位置や戸数などを確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

なお、調査内容は統計を作成するためだけに用い、その他の目的には一切使用しません。

【問合せ】区民活動推進課統計担当 ☎5608―6205

1月17日は
墨田区防災の日

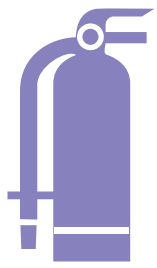

確かめよう
あなたの家の
危険物

閉館しました
小さな博物館
「新藤暦展示館」

小さな博物館「新藤暦展示館」（横網1－12－21）は、閉館しました。

ご来館ありがとうございました。

[問合せ]産業経済課産業振興担当 ☎5608－6186

仕事と介護の両立をサポートするために

ワーク・ライフ・バランス（W・L・B）セミナー

少子高齢化が進む中、育児だけでなく、介護を行いながら仕事を続けられる環境づくりが、企業に求められています。

そこで、介護の現状や、仕事と介護の両立における問題、「育児・介護休業法」について学ぶセミナーを開催します。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点に立った企業経営のヒントを社会保険労務士から学び、効率的で効果的な、働きやすい職場をつくりましょう。

【とき】2月15日（金）午後2時～4時半 **【ところ】**区役所会議室122（12階） **【対象】**区内在住在勤の経営者・人事労務担当者など **【定員】**先着30人 **【費用】**無料 **【申込み】**事前に住所・氏名、勤務先の名称・電話番号・ファクス番号・従業員数・業種を電話または、ファクス、Eメールで人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当 ☎5608―6596・FAX 5608―6512・JINKEN@city.sumida.lg.jp へ

今年は検査を行う年です

営業等で使用する「はかり」の定期検査

商店での取引や学校・病院等で証明に使用する「はかり」は、計量法で、2年に1度の検査が義務付けられています。

東京都計量検定所の職員が、対象となる店舗等を訪問して検査しますので、ご協力をお願いします。

なお、検査が必要な方には、事前に都から通知します。通知がなかった方、新たに「はかり」を使用するようになった方は、お問い合わせください。

【検査期間】1月21日（月）～3月19日（火）**【問合せ】**▼すみだ消費者センター ☎5608―1516 ▼東京都計量検定所検査課 ☎5470―6638

ご注意ください

すみだ健康ハウスの臨時休館

すみだ健康ハウス（東墨田1―2―6）は、改修工事を行うため、臨時休館します。

あらかじめご了承ください。

【休館期間】1月15日（火）～2月4日（月）**【問合せ】**すみだ健康ハウス ☎3610―5711

☎＝電話　FAX＝ファクス　✉＝Eメール　＝ホームページアドレス

広告　「両国1丁目1番地の便利屋さん」部屋の片付け、掃除等お困り事何でもご相談下さい。　☎0120-56-8181

新しい場で活躍してみませんか

すみだ女性センターの新委員の募集

男女共同参画社会を実現するための拠点施設「すみだ女性センター」では、広く区民の皆さんのご意見を取り入れて各事業を実施するため、5つの委員会を設置しています。

この度、4月から活動していただく新委員を募集します。

男女共同参画社会の実現に向けて、あなたも委員会活動に参加してみませんか。

【委員会名・活動内容・活動回数・募集数】左表のとおり **【対象】**区内在住在勤在学の成人 **【任期】**4月1日～平成27年3月31日の2年間 **【選考方法】**書類選考 **【申込み】**住所・氏名・年齢・職業・電話番号・ファクス番号・希望する委員会名（第2希望まで）・応募動機・区や地域での活動経験を直接または郵送、ファクスで2月8日（必着）までに、すみだ女性センター（〒131－0045押上2－12－7－111）☎5608－1771・FAX5608－1770へ ＊申込先、各出張所等で配布している申込書もご利用になれます。 ＊申込書は、区ホームページから出力できます。 ＊ファクスでの申込みの場合、区から2、3日中に受け付け確認の電話がないときは申込先へご連絡ください。 ＊選考結果は、応募者全員へ3月下旬ごろに通知します。

■各委員会の活動内容等

委員会名	活動内容	活動回数	募集数
運営委員会	すみだ女性センターの運営と事業に区民の意見を反映させるための全般的な話合いなど	年3回程度	4人（公募枠）
女性のひろば委員会	男女共同参画推進のために実行委員会方式で年1回（9月の土曜日を予定）実施する「すずかけひろば」（講演会、登録団体の発表等）や、周年行事等の企画・運営	事業実施時期を中心に年7回～8回程度	10人
すずかけ講座委員会	男女共同参画推進のために年1回程度実施する講座・講習会の企画・運営	事業実施時期を中心に年5回～6回程度	5人
すずかけ編集委員会	男女共同参画推進のために年2回発行する啓発冊子「すずかけ」の作成	年25回程度	10人
情報資料委員会	男女共同参画推進に関する情報の収集・整理・提供・図書の選定など	年6回程度	4人

注いずれの委員会も、活動は原則、平日の昼間に行います。
注運営委員会以外の委員会の代表者各1人は、運営委員会の委員も兼任していただきます。
注各委員会の活動のほかに、すみだ女性センターの事業の広報活動や運営などにご協力いただきます。

学生ならではの視点で提案・発表します

早稲田大学「地域を経営するゼミ」大プレゼンテーション大会

区内全域をキャンパスに見立てて1年間活動してきた、早稲田大学「地域を経営するゼミ」の学生の活動報告会です。地域活性化のための4つのプロジェクトを提案・発表します。

【とき】1月17日（木）午後6時～7時半 ＊発表終了後、希望者のみの懇親会（1時間程度）があります。 **【ところ】**すみだ中小企業センター（文花1－19－1） **【費用】**無料 ＊懇親会参加者は会費1000円が必要です。 **【申込み】**事前に催し名・氏名・電話番号・ファクス番号、勤務先の名称・業種、参加人数、懇親会への参加希望の有無を電話または、ファクス、Eメールで、すみだ中小企業センター☎3617－4351・FAX3617－4340・✉webmaster@techno-city.sumida.tokyo.jpへ

募集しています

自衛官募集相談員

自衛隊では、自衛官を志す方に対してアドバイスや情報提供を行う「自衛官募集相談員」を、随時募集しています。

ぜひ、お申し込みください。 **【申込み】**事前に連絡のうえ、直接、自衛隊東京地方協力本部・江東出張所（江東区亀戸1－8－9岩上ビル2階）☎3685－2002へ **【問合せ】**安全支援課安全支援係☎5608－6199 ＊現在、区内では下表の方が相談員として活動していますので、自衛官を志す方は、お気軽にご相談ください。

■自衛官募集相談員

氏名	住所
栗原雅彦	向島3－1－7
大谷内三	八広2－46－2
西川賢二	八広3－35－8
三浦増博	八広5－29－4
原田次郎	東向島3－12－11
石井 新一郎	文花3－24－20
浅野光章	錦糸2－7－11
山口 伸一郎	江東橋1－11－8
今野一枝	石原4－14－9

ご利用ください

すみだ郷土文化資料館の展示解説

地元ボランティアによる展示解説で、すみだの歴史をお楽しみください。

■個人向け
[とき]第2・第3日曜日午後1時～4時 **[申込み]**当日直接会場へ

■団体（20人以上）向け
[申込み]解説を希望する日の1か月前までに電話で問合せ先へ

[問合せ]すみだ郷土文化資料館（向島2－3－5）☎5619－7034

お気軽にお越しください

外国人のための専門家相談会

外国人の方を対象に、弁護士などの専門家による相談会を開催します。当日は、英語・中国語・ハングル・フランス語の通訳が付きます。

なお、秘密は守ります。

【とき】1月26日（土）午後1時～3時半 **【ところ】**すみだ区民相談室（区役所1階） **【内容】**ビザの取得、結婚、離婚、労働、セクハラなどの問題の悩み相談 **【費用】**無料 **【申込み】**事前に電話で文化振興課文化・国際担当☎5608－6212へ

修学資金をお貸しします

教育支援資金（生活福祉資金貸付制度）・私立高等学校等入学資金

■教育支援資金（生活福祉資金貸付制度）

墨田区社会福祉協議会では、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）、短期大学、大学に在学中、または進学予定の方の教育支援費（授業料等）と就学支度費（入学金）をお貸ししています。

なお、貸付けから返済完了までの間に、民生委員による相談援助活動を行います。

【対象】他からの借入れが困難で、次のすべての要件を満たす方 ▼収入が基準以下である ▼連帯借受人を付けられる **【貸付限度額】**▼教育支援費＝月額3万5000円～6万5000円 ▼就学支度費＝50万円 ＊いずれも学校の種類や学年などによって異なります。 ＊支払済の学費は貸付けの対象になりません。 **【利子】**無利子 **【据置き期間】**卒業後6か月以内 **【償還期間】**6年以内 **【償還方法】**元金均等月賦償還 **【申込み】**3月19日までに厚生課厚生担当（区役所3階）☎5608－6151へ ＊申請受付から貸付けまで10日程度かかります。

■私立高等学校等入学資金

私立高等学校などへの入学時の資金をお貸しします。

【対象】入学資金の調達が困難で、次のすべての要件を満たす方▼進学予定者を養育している ▼区内に1年以上居住している ▼所得が基準以下である ▼連帯保証人を付けられる **【貸付限度額】**50万円（1万円単位） **【利子】**無利子 **【据置き期間】**貸付後6か月以内 **【償還期間】**6年以内 **【償還方法】**元金均等月賦償還 **【申込み】**3月19日までに厚生課厚生担当（区役所3階）☎5608－6151へ ＊申請受付から貸付けまで10日程度かかります。

広告 良質な材料を丁寧な施工で！ 緑4（三ツ目通り）一級技能士の店あなたの町の㈲たたみ工房さいとう ☎3631-9591